

■ 草の根育成助成の対象分野

【対象事業・活動】

東京都内で行われる事業や活動で、下記分野に属するもの。地域社会で、それらの領域固有のあるいは複数の領域に重なる問題を解決しようとする取り組みに助成します。活動や取り組みの立ち上げ、事業開始10年以上経過して使えなくなった備品の更新も助成対象です。

また、他団体などのモデルに成長していくことが期待される下記分野に関わる調査研究事業にも助成します。

【分野】

- ①障がい者、生活困窮者や事故、災害、犯罪等による被害者の支援を目的とする事業
- ②高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- ③勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- ④児童・青少年の健全な育成を目的とする事業
- ⑤教育、スポーツ等を通じて心身の健やかな表現と豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- ⑥文化及び芸術振興を目的とする事業
- ⑦地域社会、コミュニティの健全な営みを目的とする事業

【募集対象者（応募資格）】

東京都内に拠点を有する非営利の法人（NPO 法人、社団法人、財団法人等）及び任意団体が行う非営利事業が募集対象です。利益を分配する営利事業には助成していません。

【これまでに助成した事業の例】

- ① ひろがれ！こども食堂
こどもの貧困や孤立について市民の理解とそれへの支援をすすめる。
- ② 高齢者の健康フォローアップ事業
健康不安・健康維持増進に努めたいという高齢者への介護予防支援対策での協働。
- ③ 自転車修理技能講習
勤労意欲のある失業者に自転車修理ワークショップを開き就労に結び付ける。
- ④ 放課後の居場所づくり
学童保育所が終了した小学生・中学生・高校生の集まれる場所。
- ⑤ 中学生ハンドボールクラブの立ち上げ・運営
子どもの基礎体力が低下している。継続してスポーツを行える場「クラブ」を運営する。
- ⑥ まちというのワークショップ
このイベントは、参加者が小グループに分かれ、まちでいろを探しその色を共有し、絵を描く。
- ⑦ Non-Border ポッチャ交流会
年齢・性別・国籍・スポーツ経験・障がいなど違いを超えて交流し“ゆたかなくらし”を目指す。

■ 物品支援

申請された事業のうちで、希望があれば当財団特製の簡易テント(エバニュー社製クイックテント)を制作し活動支援として贈ります。

2025年 草の根育成助成の概要

■ 助成申請の要点

【募集問い合わせ期間】

2025年3月15日～4月30日

【申請受付期間】

2025年5月1日～5月16日(消印有効 メールは当日必着)

【助成対象事業期間】

2025年4月1日～2026年3月31日

【申請書類審査期間】

2025年5月19日～6月20日

(申請書類について確認事項を問い合わせます。回答書を、6月30日までにメール返信してください。)

【助成金交付時期】

事業終了後、完了報告書を基に助成金額を確定した後の翌月末日まで
(事前前渡しは助成内定金額の50%まで 交付時期は要相談)

【選定方法】

書類選考 事務局にて書類等確認後選考委員会で審議の上決定

【通知方法】

7月末日を目途にメール通知

【助成限度額】

1,000千円以内(一団体3事業まで申請可能)

※過去の実績は当財団ホームページトップから「助成事業」をご覧ください。

【補助率】

80%以内(※事業や活動の実際によって補助率の区分があります。)

【助成対象経費】

事業にかかる報酬費(管理にかかる役員報酬は除外)、交通費、宿泊費、会場費、制作費、備品購入費、消耗品費、広告宣伝費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、委託費、保険料、その他必要経費(当該団体の役員、職員が兼任する他の団体への支払いは除外)

【助成件数】

過去の実績は、当財団ホームページをご覧ください。

【助成総額】 未定

【報告・交流会への出席及び発表】

2026年5月に予定される草の根育成助成報告交流会に参加。詳細は、会場決定後2026年2月までにお知らせします。